

令和3年度財務監査(定期監査) 結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査(定期監査)

第2 監査の対象

福祉保健部、こども未来部、産業振興部(商工振興課、観光振興課及び企業誘致課の3課)、都市整備部、教育委員会事務局(三浦小学校、西大村小学校及び西大村中学校の3校)、会計課、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び上下水道局

第3 除斥

議会より選出された監査委員について、この監査においては直接の利害関係は認められないため、地方自治法第199条の2の規定は適用しない。

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とし、次のとおり着眼点を設定した。

(1) 共通的事項

- ア 予算の執行は適正に行われているか。
- イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ウ 計数に違算はないか。

(2) 収入事務

調定事務、徴収事務及び現金取扱事務は適正に行われているか。

(3) 支出事務

違法な支出、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(4) 契約事務

契約の方法及び手続、契約の締結並びに契約の履行は適正に行われているか。

(5) 財産管理事務

公有財産の管理及び物品の管理は適正に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

この監査は、大村市監査基準に準拠し、監査の対象に係る関係書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの説明聴取を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局、長寿介護課、障がい福祉課、三浦小学校、西大村小学校、西大村中学校、第6会議室及び第8会議室

(2) 日程

ア 期間

(ア) 第1期 令和3年8月30日から同年10月20日まで

(イ) 第2期 令和3年11月29日から同年12月24日まで

イ 講評

(ア) 第1期 令和3年11月26日

(イ) 第2期 令和4年2月16日、同月18日及び同月25日

第7 監査の結果

上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められるが、次のとおり一部において不適正な事務処理及び改善を要する事項が見受けられた。

各部局におかれては、事務の執行に当たり、引き続き根拠法令等の順守及び各種業務に係る手引、ガイドライン等の活用による適正な事務の遂行と更なる事務の合理化及び効率化に努められたい。

また、指摘事項に至らないものの中に、市有財産の貸付契約、同一の契約において支出科目が複数に分かれている契約締結伺等において、決裁区分を誤っている事例が見受けられた。大村市事務専決及び代決規程等を十分に確認の上、適正な事務の執行に務められたい。

【指摘事項】

<補助金等交付事務について>

- 1 令和3年度浄化槽設置費補助金の交付事務において、納税状況の確認に対する同意欄がない申請書を使用している。(上下水道局)

<その他の事務について>

- 1 大村市保育士等就職祝金交付事務において、対象施設へ送付した請求書の記載例に請求日を空欄にするよう記載している。(こども政策課)

令和3年度財務監査（定期監査）の結果に基づく措置の内容

指摘事項	該当課等	措置の内容及び状況
<p><補助金等交付事務> 令和3年度浄化槽設置費補助金の交付事務において、納税状況の確認に対する同意欄がない申請書を使用している。</p>	上下水道局	同意確認欄がある申請書を使用する。同意の有無を確認し、同意が得られなかった場合は、納税確認証明書などの書類提出を徹底する。
<p><その他の事務> 大村市保育士等就職祝金交付事務において、対象施設へ送付した請求書の記載例に請求日を空欄にするよう記載している。</p>	こども政策課	記載例を修正した。今後適正に処理する。